

淡輪小学校いじめ防止基本方針

岬町立淡輪小学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

【1】基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって心身を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識と行動を育成することになる。

そのためには、今後とも生命や人権を大切にできる精神を貫く教育実践を推進し、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、『子どもが笑う学校 保護者・地域が笑う学校 教職員が笑う学校』を教育目標とし、人権教育、集団づくり、授業づくり、学力保障に取り組んでいる。特に本校の特色として、人権教育をはじめ様々な教育課題の解決に取り組んでいるが、あらためて「いじめは重大な人権侵害事象である」との認識のもとに、ここに「淡輪小学校いじめ防止基本方針」を定める。

【2】いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して一定の人的関係（学校の内外を問わず、習い事等で当該児童が関わっている仲間や集団と何らかの人的関係）にある他の児童等が行う、『心理的』または『物理的』な影響を与える行為である。

いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あり、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、いじめられた児童の立場に立って、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合等）についても法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のように多様な様態がある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

➤嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

➤パソコンやスマートフォン等で、SNSでの誹謗中傷や嫌なことをされる等

【3】いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、指導教諭、生活指導担当、人権教育担当（委員長）、養護教諭、
支援学級担当、担任（必要に応じて）、SSW（必要に応じて）、その他（必要に応じて）

(3) 役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定及び改訂

イ いじめの対応

ウ 教職員の資質向上のための校内研修

エ 年間計画の企画と実施

オ 年間計画進捗のチェック

カ 各取組の有効性の検証

【4】年間計画 本基本方針に沿って、別表1のとおり実施する。

【5】取り組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止対策委員会は、児童・保護者の申し出、生活アンケート、年3回（各学期に1回と必要に応じて委員会を開く）、検討会議を開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるかの確認、いじめの対応のケースの検証、学校基本方針や計画の見直しなどを必要に応じて行う。

第2章 いじめ防止

【1】基本的な考え方

いじめ防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

いじめ防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員との信頼関係を基に、安全で安心して学校生活を送ることができ、授業や行事に主体的に参加できる集団づくりを行っていくことである。そのためには、自分の大切さと共に他人の大切さを認めることができるようになる意識・意欲・態度を身につけられるよう、人権教育を基盤とした質の高い集団づくりをめざして、具体的な教育活動を展開する必要がある。

【2】いじめの防止のための措置

- (1) 日頃からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対してはいじめに対する考え方や未然防止の実施方法、いじめ事案への対応方法等について校内研修を実施する。児童に対しては、人権教育を中心にいじめをしない、させない、ゆるさない集団づくりを実施する。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、学校行事や特別活動、総合的な学習の時間等を通じ、児童同士がコミュニケーションを図る場を積極的に作り、なおかつ達成感を全ての児童に持たせるような活動方法を検討し、実施していく。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、学校教育全般に置いて、児童の様子を観察し、その様子を踏まえて常に教育活動を改善して行くことが涵養である。
- 分かりやすい授業づくりを進めるために、授業づくりの研究や研修会を行い、絶えず研鑽と修養に努め、実践していく。
 - 児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、活動内容や効果的な方法について検討し、実践していく。
 - ストレスに適切に対処できる力を育むために、相談活動やカウンセリングに務める。
 - いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、校長、教頭、首席等が教職員との対話に努めるとともに、教職員同士が授業等をお互いに観察し、適切な指導助言を行っていく。教職員の不適切な言動等がないように校内研修会を実施していく。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育むために、授業で児童一人ひとりが活躍できるような場を作る等、日々の授業での活動を考え、実践していく。さらに特別活動や学校行事での取り組みでも、自己有用感や自己肯定感を育むねらいを念頭に、日々の教育活動を実践していく。
- (5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳の時間や人権教育を通じて学ぶ機会を作っていく。また、いじめアンケートの実施から、いじめに特化した学びを深め、広めていく取り組みを実施していく。

第3章 早期発見

【1】基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多く見られる。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

◆(児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないこと)

児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないことが大切であり、教職員、特に日常多くの時間を共有し

ている学級担任が、そのような兆候を見逃さないようにすることが大切である。しかし、担任だけでは多くの児童を観察することは難しいし、担任が不在の所（休み時間等）で事案が起きている場合がある。そのため、全ての教職員が、全ての児童に対して絶えず児童が示す小さな変化を見逃さないようにする意識を持つことが大切である。担任も、自分が担任している児童だけでなく、目に映る全ての児童の様子を観察することが大切である。

◆（教職員が積極的に児の情報交換を行い、情報を共有すること）

絶えず教職員が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することで、今後の対応方法について検討し、実施することができる。児童の様子を観察することについても、様々な場面で関わる全ての教師が意識して観察することができ、重大事案に至る前に状況に介入できることにつながる。情報交換の場については、定期的な学年会議の場や生活指導委員会だけでなく、気になる様子等があったときには、まず学年会で情報共有することが大切である。

【2】いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的な生活アンケートを実施する。また、教育相談を行うだけでなく、日常の観察として、授業時間はもとより児童との休み時間での活動にできる限り参加し、授業では見られない児童の様子把握に努める。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、家庭訪問、懇談会をもとに児童の家庭環境や、家庭での様子を把握し、学校での様子や行動の観察から、少しでも変わったところがあれば保護者と連絡を取り合うようにしていく。また、保護者からも家庭での様子で少しでも変わったところがあれば連絡をしてもらえるように、日頃からの良好な関係づくりに努める。
- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、まずは児童からの相談に関しては担任を基本としながらも、授業等で関わりのある教職員や過去に担任だった教職員、そして生活指導や養護教諭など、その児童が話しやすい教職員が対応できるようにする。特に養護教諭は児童との関係からも相談窓口となりやすく、担任と共に重要な鍵となる。保護者からの相談に関しても担任を基本としながら、学年主任や生活指導担当や首席、指導教諭、教頭、養護教諭が窓口として挙げられる。教職員に関しても、まずは当該学年担任を基本としながら、「いじめ防止対策委員会」、首席、教頭、校長への相談もあげられる。いずれにせよ、児童や保護者にとっていじめに関する相談をしやすい体制を整え、誰が相談を聞いても学校として情報を共有し、しっかりと対応できるように努めていく。
- (4) 学校だより、学校ウェブページ、各学年だより等により、相談体制を広く周知する。
「学校教育自己診断」や「いじめ防止対策委員会」、「学校協議会」などでの確認により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについては、慎重に取り扱い、外部に

漏れることのないように厳重に管理する。情報を開示するような場合は、必ず校長、教頭に相談したり、「いじめ防止対策委員会」で検討した上で開示する。

第4章 いじめに対する考え方

【1】基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象では、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、大阪府教育委員会の「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

レベルⅠ 管理職に報告し、担任・学年が把握し、注意・指導を行うレベル

レベルⅡ 管理職・生活指導委員会(担当)を含めた学校全体出共通理解を図り指導・改善を行うレベル

レベルⅢ 警察や関係機関と連携して校内での指導を行うレベル

レベルⅣ 教育委員会が主導的役割を担い、学校管理規則にのっとり出席停止措置を行い、警察等と連携し校外での指導を行うレベル

レベルⅤ 学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移るレベル

【2】いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、「いじめ対策委員会」と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通

すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

【3】いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

【4】いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

【5】いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(3) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭

等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげるにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。体育祭や文化祭、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

【6】ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、掲示板等のURLを控え、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 掲示板等への誹謗・中傷等、書き込みへの対応については、下記の手順で対応していく。

◆パソコンでのインターネット上のいじめについて

①「ネット上のいじめ」の発見

「ネット上のいじめ」に関する情報は、教職員よりも児童や保護者、地域の方、卒業生の他、一般市民からの情報提供によることが多くあるため、以下の点に留意し、情報収集を行う。

→情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録をとる。

→情報提供者の連絡先を確認し、情報源(情報提供者)の守秘を約束する。

②書き込み内容の確認と保存

書き込みがあった掲示板等のURLを控え、書き込みをプリントアウトする等して、内容を保存する。

→パソコンから見るできない場合は、携帯電話から掲示板等にアクセスする。

→誹謗・中傷等の内容のプリントアウトが困難な場合は、デジタルカメラ等で撮影する。

書き込みの内容が緊急を要する場合(殺人予告、爆破予告、自殺予告等)は、関係機関に連絡する。

→犯罪にかかわるケース…警察(被害の児童・その保護者から被害届)

→生活指導事案、人権侵害事象…教育委員会

③掲示板等の管理者に削除依頼及び開示請求

(削除依頼と開示請求をセットで行うことが望ましい)

基本的には、被害の児童が学校の協力を得ながら依頼及び請求を行う。(学校が代理で行うことはできるが、その場合には管理者への対応の情報提供となり、管理者に対応の義務を負わせることができない。)

→掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」の表示を検索する。

→該当箇所をクリックし、管理者にメールを送るページ欄に、件名、内容等の事項を書き込み送信する。

(個人の所属・氏名等を記載する必要なし。)

④掲示板等のプロバイダ(掲示板サービス提供会社等)に削除依頼。

管理者への連絡先が不明や、削除依頼しても削除されない等の場合、プロバイダへ削除依頼を行う。管理者やプロバイダへ依頼しても削除されない場合、依頼メールの不備を点検後、メールを再送する。それでも削除されなかった場合、警察や法務局・地方法務局に相談する等して、対応方法を検討する。

◆携帯電話やスマートフォンでのメール、LINE等によるいじめについて

①「メール」「LINE」等によるいじめの発見

携帯電話やスマートフォンでの「ネット上のいじめ」に関する情報は、児童や保護者からの情報提供によるものが多くあるため、以下の点に留意し、情報収集を行う。

→情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録をとる。

→情報源（情報提供者）の守秘を約束する。

②書き込み内容の確認と保存

書き込みがあった箇所を控える。誹謗・中傷等の内容のプリントアウトが困難な場合が多いと思われるので、デジタルカメラ等で撮影する等して、内容を保存する。

→書き込みの内容が緊急を要する場合（殺人予告、爆破予告、自殺予告等）は、関係機関に連絡する。また、書き込んだ相手が児童でない場合も、関係機関に連絡する。

③書き込んだ相手に対する対応

書き込んだ相手が児童でない場合

→関係機関と連携し対応していく。

書き込んだ相手が児童の場合

→相手が他校の場合、相手の学校と連携を取りながら、教育委員会とも連携し対応していく。

→相手が自校の場合、当該児童や保護者に聞き取りを行い、内容を確認し、書き込み内容を削除させる。その後の対応や指導については、他のいじめ事案と同様に行う。

(3) 情報モラル教育の推進については、情報教育担当者が中心となって年間計画を立案し、「いじめ防止対策委員会」で検討した上で学年の状況や発達段階に応じて実施していく。

第5章 重大事態への対処

全国的には近年、残念ながらいじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が起こっている。こうした事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないことがないように対策を講じることが必要である。

そのために、学校（町及び町教育委員会）は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する必要がある。

また、重大事態発生の場合は、その旨を町教育委員会を通して町長に報告する。別紙（様式 8）『いじめ問題の認知状況について』報告書有り。

【重大事態とは】

法案 28 条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されている。

◆生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例)・児童が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

◆いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合は日数だけでなく、子どもたちの家庭での状況等、個々のケースを十分に把握することが必要である。児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、学校は、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たらなければならない。児童や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性から、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはできない。

第6章 その他

過去の事例をみると、いじめの被害者が以前は加害者であったり、また、いじめの加害者が以前は被害者であったりすることがある。特に以前被害者であった児童が加害者となっていた場合、過去のいじめの被害者となっていた件についても丁寧に対応していく必要がある。グループ内で標的とされる児童が代わっていき、とりわけグループ内のほとんどが加害者であり被害者であるという場合もある。その点から考えても、未然防止に対しては、日頃の児童の人間関係や学校生活の様子などをつぶさに観察していく必要がある。学校教育全般を通じて、コミュニケーション力の育成、規範意識の醸成、生活習慣の確立、学力向上、人権教育を中心とした集団づくりに力を注いでいくことが重要である。

また、高学年になれば携帯電話やスマートフォンに興味、関心が強まり、その所有率が高くなることから、これらに関連したいじめが発生している現状がある。今後は、情報教育や情報モラル教育を推進していくとともに、保護者への啓発も一層大切になってくる。保護者からの話では、周りが携帯電話を持っている中で一人だけ持っていないと仲間外れにされるのでは、という不安から持たせてしまうケースも多いと聞く。学校と保護者、保護者同士の連携も図りながら、有効なコミュニケーションツールとして活用できるようにしていきたい。

(別表1) 年間計画

学期	月	児童の活動、保護者への活動	学校全体、教職員の活動
1 学 期	4 月	○学級・学年開き(各学年) ○保護者への方針、相談窓口周知 ○児童への方針、相談窓口周知	○方針及び年間計画の確認 ○OPTA総会等で「いじめ防止基本方針」の趣旨説明
	5 月	○行事を通した人間関係づくり	○児童に対する情報交換
	6 月	○生活アンケート① ○非行防止教室(高学年)	○いじめ対策について ○児童に対する情報交換
	7 月	○保護者懇談(家庭での様子の把握)	○第1回いじめ対策委員会 ○児童に対する情報交換
夏休み			○夏季校内研修「いじめ防止対策について」
2 学 期	9 月	○行事を通した人間関係づくり	○夏休み中の児童の生活実態の把握 ○上半期のいじめ状況調査 ○児童に対する情報交換
	10 月	○行事を通した人間関係づくり	○児童に対する情報交換
	11 月	○生活アンケート②	○児童に対する情報交換
	12 月	○保護者懇談(家庭での様子の確認)	○児童に対する情報交換 ○第2回いじめ対策委員会(取り組みの検証)
冬休み			
3 学 期	1 月		○児童に対する情報交換
	2 月	○学校評価アンケート	○第3回いじめ対策委員会(年間の取り組みの検証) ○いじめに対する情報交換
	3 月		○児童に対する情報交換
春休み			○春休み中の児童の生活実態の把握